

令和7年6月17日 30年中間貯蔵施設地権者会 会長 門馬 好春

本年4月からの主な活動内容を第30回会報としてお届けさせていただきました。

皆さまにはご家族を含め、お身体を大切にしてくださいようお願い申し上げます。

1.【令和7年度定期総会の開催】

6月17日第11回定期総会「書面議決」方式で開催いたしました。

令和6年度の事業報告、収支決算及び監査報告並びに令和7年度事業計画と収支予算などすべての議案が賛成「反対票0」で可決承認されました。なお、「書面議決」の内容の確認は、6月17日門馬会長、作本副会長が立会いの下で行いました。

会員の皆さまには引き続きよろしくお願い申し上げます。

2.【第27回中間貯蔵施設環境安全委員会】

4月22日リンクル大熊で第27回中間貯蔵施設環境安全委員会が開催、委員として作本副会長が出席しました。各委員から2045年の事業終了まであと20年を切って今が正念場であり、福島県外最終処分場選定のプロセスを明確にし、早急に事業終了に向け具体策を示すよう強く環境省に申し入れました。しかし、環境省からは今年1月から3月にかけて行った2回のパブリックコメントと4月に制定した環境省令の説明を含めて県外最終処分場選定についての具体的な説明はありませんでした。

3.【門馬会長、環境省と個人交渉】

4月23日東京神田で門馬会長が他の会員2名と共に個人交渉を団体交渉と同じ

内容で実施致しました。その中で環境省に対してルール外の用地補償の見直しと共に仮置き場の原状回復を広報した環境省HPを提示して、中間貯蔵施設についても同様の原状回復を行うことを要求しました。前回も求めた用地補償については今回も「ルール外の環境省の考え方」以外の根拠は示されません。また、環境省の用地補償について今までの事実の積み重ねを掲載した私の編著書「未来へのバトン」への指摘・反論ありませんでした。次回の交渉は今年度の環境省の不動産鑑定評価書等を検証し、9月までに実施予定です。

4.【火災防止等目的の除草・伐採を環境省に要請】

皆さま、ご承知の通り近年の山火事は被害が甚大です。もし中間貯蔵施設内で火災が発生した場合、許可なく立ち入りが禁止されており、消火活動は困難を極めることは明らかなです。中間貯蔵施設内の田圃ではすすきや樹木の繁茂状況が著しく、事前に除草や樹木伐採を行うこと火災防止には欠かせないことです。また、除草等により猪や熊の早い発見により被害防止にもなります。今回地権者からの依頼を受け、5月30日双葉町の中間貯蔵施設エリア内で環境省と現地立ち合いをし、火災防止、猛獣被害防止等の目的で除草と樹木伐採を環境省に要請しました。今後も両町と情報共有を図ると共に支援・協力を受け継続して環境省に求めてまいります。

5.【東電に文書を提出し営農賠償の回答書を要求】

東京電力の約束違反の営農賠償の打ち切りに対して、4月地権者から東京電力に対して文書で回答を求めました。しかし、現時点で東京電力からの回答は得られて

いない状況です。門馬会長からの営農賠償の見直し要求に対しても、東京電力は今まで理不尽な対応をとっております。しかし、農家における東京電力に対する営農賠償の要求は当然の権利ですので、引き続き東京電力に対して求めてまいります。

6.【門馬会長、本出版記念会を開催】

6月7日いわき湯本古滝屋9階原子力災害考証 furusato で門馬会長の「未来へのバトン」の出版記念会を開催いたしました。会場とオンラインで80名近くの方にご参加いただき、事務局西島香織さんの司会で始まり、門馬会長、木幡ますみ大熊町町議からの報告とロシナンテ社代表四方哲さん、出版社のインパクト出版会川満昭弘代表の挨拶があり、会場参加者とオンライン参加者からの質疑応答で、温かい熱気に包まれた記念会となりました。最後は里見善生館長の挨拶で散会となりました。

7.【お知らせ】

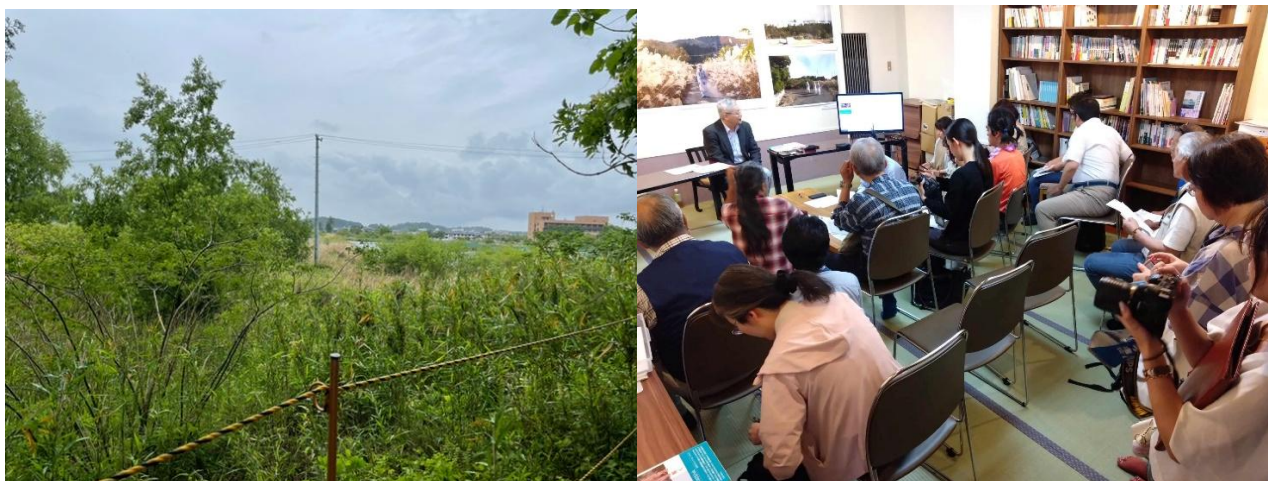
- ①出版記念会の内容が6月14日福島民友に6月15日福島民報に掲載
- ②門馬会長、7月26日原水爆禁止世界大会福島大会で報告予定
- ③門馬会長、7月31日南相馬市の「おれたちの伝承館」の交流会に参加予定
- ④門馬会長、環境省との個人交渉9月までには実施予定
- ⑤地上権契約者等による環境省・東電への要求は具体的内容を作成する予定

8.【写真】

「4月22日開催環境安全委員会の様子」「4月23日実施環境省との交渉の様子」



「5月30日環境省と立ち合い現場・田圃」「6月7日開催出版記念会の様子」



「未来へのバトンの表紙」「6月7日東京新聞への投稿」「チラシ・Amazonでも求められます」



以上